別表六(十)の記載要領等第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号」を「同条第８項第３号」に改め、「又は令和５年旧措置法第42条の４第４項」を削り、同第三号及び第四号を削り、同第五号中「「当期税額控除可能額(⑬と⑱のうち少ない金額)又は(別表六(十)付表「24」、「27」又は「29」)⑲」」を「「当期税額控除可能額(⑬と⑰のうち少ない金額)又は(別表六(十)付表「23」、「26」又は「28」)⑱」」に、「「(⑬と⑱」を「「(⑬と⑰」に、「別表六(十)付表「24」、「27」又は「29」)」」を「別表六(十)付表「23」、「26」又は「28」)」」に改め、同号を同第三号とする。

別表六(十)付表の表を次のように改める。